

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、テクニカルイラストレーターとして機械製品の図面作成業務に従事していた。

請求人によると、入社後1年くらい経過した頃から、残業が増え、倦怠感や不眠などの体調不良を覚えたが、病院には受診しなかったとしている。請求人は、平成〇年〇月〇日に会社を退職し、Cの実家に戻ったが症状は治まらず、家族に暴力を振るうなどの行動が見られたため、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「統合失調症」と診断され、措置入院となった。その後、複数の医療機関に受診し、いずれも「統合失調症」と診断されて、入退院を繰り返しながら加療を受け続けた。

請求人は、会社に勤務していた期間の長時間労働が原因で精神障害を発病したとして、平成〇年〇月〇日、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会の意見書によると、請求人は、平成〇年頃、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病したものとされている。医証及び請求人の申述等からみて、当審査会としても当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人らは、会社に勤務していた平成〇年頃の長時間労働が原因で本件疾病を発病した旨主張する。この点、請求人の元同僚Eは、聴取書において、「平成〇年〇月頃から残業が増え、同年〇月から退職する〇月までは徹夜勤務が続き会社で寝泊まりするほどの長時間労働を行い、休日もなく土日も働いていたとの請求人の主張は、おおむね事実に相違ない。」旨申述していることから、当審査会では、同時期における請求人の労働時間について確認する必要があると思料し、精査するも、Eのほかに、請求人が会社で長時間労働に従事してい

たと申述する会社関係者の存在は認められず、また、会社は既に破産手続終結により存在せず、タイムカード等の客観的に請求人の労働時間を把握し得る資料も全く見当たらないことから、請求人が会社で長時間労働に従事していた事実を確認することはできないものと判断する。

(4) さらに、請求人は上記主張を裏付ける具体的な資料の提出を行っていないことから、当審査会としては、会社に勤務していた期間における請求人の労働時間は不明であると言わざるを得ず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。